

長浜市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第61号

長浜市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長浜市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成18年長浜市規則第247号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

建築物移動等円滑化誘導基準の適合状況調書

年 月 日作成

建築主氏名	建物名称	地名地番
作成者 (勤務先)	(TEL)	(氏名)

《記入方法》

- (1) 「設計内容」の欄は、簡潔に設計内容を記入し、措置の内容が確認できる図面等を添付すること。
- (2) 「判定」の欄は、利用円滑化誘導基準への適否の判定を次の記号により記入すること。
 - ア 基準に適合する場合 「○」
 - イ 基準に適合しない場合 「×」
 - ウ 該当しない項目 「-」

【一般基準】（多数の者が利用する特定施設に係る基準）

特定施設等	設計内容	判定	留意事項	
出入口 (基準省令第2条)	1 全ての出入口 (1) 幅は90cm以上であるか (2) 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(内法幅) cm	昇降機・便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く。	
		(開閉方式・有無)		
	2 1以上の建物出入口 (1) 幅は120cm以上であるか (2) 戸は自動的に開閉し、前後に水平部分を設けているか	(内法幅) cm	(開閉方式・有無)	建物出入口とは、建築物の直接地上へ通ずる出入口をいう。
		(有無・内法幅) cm		
廊下等 (基準省令第3条)	1 幅は180cm以上（50m以内ごとに車椅子がすれ違い可能な場所がある場合は、140cm以上）であるか	(有無・内法幅) cm	車椅子使用者の利用上支障がない部分（※1）は適用除外	
	2 表面は滑りにくい仕上げであるか	(仕上げ材)		
	3 点状ブロック等を階段又は傾斜路の上端に近接する部分に敷設しているか	(敷設の有無)	※2	
	4 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)	車椅子使用者の利用上支障がない部分（※1）は適用除外	
	5 側面に外開きの戸を設ける場合は、開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう措置が講じられているか	(措置の有無)		
	6 突出物を設ける場合は、視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置が講じられているか	(措置の有無)		
	7 休憩設備を適切に設けているか	(有無)		
階段 (基準省令第4条)	1 幅は140cm以上であるか	(内法幅) cm	手すりの幅は10cm以内まで不算入	
	2 蹴上げは16cm以下であるか	(蹴上げ) cm		
	3 踏面は30cm以上であるか	(踏面) cm		
	4 両側に手すりを設けているか	(有無)	踊場は除く。	
	5 表面は滑りにくい仕上げであるか	(仕上げ材)		
	6 段は識別しやすいものか	(段鼻/その他)		
	7 段はつまずきにくいものか	(措置の内容)		
	8 点状ブロック等を段部分の上端に近接する踊場の部分に敷設しているか	(措置の有無)	※3	
	9 主たる階段を回り階段としていないか	(回り階段の有無)		
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (基準省令第5条)	階段以外に傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときは、基準省令第7条に定める昇降機に限る。）を設けているか	(有無)	車椅子使用者の利用上支障がない部分（※4）は適用除外	

傾斜路 (基準省令 第6条)	1 幅は150cm以上(階段に併設する場合は、120cm以上)であるか	(内法幅・併設の有無) cm		車椅子使用者の利用上支障がない部分(※5)は適用除外	
	2 勾配は1/12以下であるか	(勾配)			
	3 高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けているか	(有無)			
	4 両側に手すりを設けているか	(有無)		勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除	
	5 表面は滑りにくい仕上げであるか	(仕上げ材)			
	6 前後の廊下等と識別しやすいものか	(措置の内容)			
	7 点状ブロック等を傾斜部分の上端に近接する踊場の部分に敷設しているか	(措置の有無)		※6	
エレベーター (基準省令 第7条)	1 必要階(利用居室又は車椅子使用者用便房・客席・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止する昇降機を1以上備えているか	(措置の有無)			
	2 多数の者が利用する全てのエレベーター・乗降ロビー	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(2) 籠の奥行きは135cm以上であるか	(奥行き) cm		
		(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	(大きさ) × cm		
		(4) 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	(措置の有無)		
		(5) 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	(措置の有無)		
	3 多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	(1) 2の全てを満たしているか	(措置の有無)		
		(2) 籠の幅は140cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(3) 籠は車椅子が転回できる形状か	(措置の有無)		
		(4) 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	(措置の有無)		
	4 不特定多数の者が利用する全てのエレベーター・乗降ロビー	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(2) 籠の奥行きは135cm以上であるか	(奥行き) cm		
		(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	(大きさ) × cm		
		(4) 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	(措置の有無)		
		(5) 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	(措置の有無)		
		(6) 籠の幅は140cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(7) 籠は車椅子が転回できる形状か	(措置の有無)		
	5 不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー(車椅子使用者用経路を構成するエレベーター・乗降ロビーを含む。)	(1) 4(2)、(4)、(5)及び(7)を満たしているか	(措置の有無)		
		(2) 籠の幅は160cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(3) 籠及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(4) 乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	(大きさ) × cm		
	6 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	(1) 3又は5の全てを満たしているか	(措置の有無)		※7
		(2) 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	(措置の有無)		
		(3) 籠内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	(措置の有無)		
(4) 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		(措置の有無)			

特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(基準省令第8条)	1 エレベーターの場合	(1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの)であるか	(措置の有無)		
		(2) 籠幅は70cm以上で、かつ、奥行きは120cm以上であるか	(内法幅・奥行き) cm		
		(3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合は、籠の床面積が十分であるか	(措置の有無)		
	2 エスカレーターの場合	車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの)であるか	(措置の有無)		
便所(基準省令第9条)	1 車椅子使用者用便房	(1) 多数の者が利用する便所内に車椅子使用者用便房を1以上設けているか	(措置の有無)		※8
		(2) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	(措置の有無)		
		(3) 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	(措置の有無)		
		(4) ア 出入口幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
		イ 出入口戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		当該便房を設ける便所も同様
	2 多数の者が利用する便所を設ける際に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれ1以上)設けているか	(措置の有無)			
3 男子用小便器のある便所	床置き式の小便器等を設けているか(各階の男子用小便器を設ける便所のうち1以上)	(措置の有無)		受け口の高さ35cm以下のものに限る。	
劇場等の客席(基準省令第9条の2)	1 誘導基準適合車椅子使用者用部分	(1) 座席数に応じた誘導基準適合車椅子使用者用部分を設けているか ア 座席数100以下: 2以上 イ 座席数100超200以下: 2%(端数切上げ)以上 ウ 座席数200超2,000以下: 1%(端数切上げ)+2以上 エ 座席数2,000超: 0.75%(端数切上げ)+7以上	(設置数/座席数)		
		(2) 幅は90cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(3) 奥行きは135cm以上であるか	(奥行き) cm		
		(4) 床は平らであるか	(措置の有無)		
		(5) 車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造であるか	(措置の有無)		
		(6) 同伴者用の座席又はスペースを当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けているか	(措置の有無)		
	2 誘導基準適合車椅子使用者部分を2箇所以上に分散して設けているか(座席数が200を超える場合)	(措置の有無)			
ホテル又は旅館の客室(基準省令第10条)	1 客室の総数の2%以上(同総数が200を超える場合は1%+2以上)車椅子使用者用客室を設けているか	(設置数/全客室数)			
	2 出入口	(1) 幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(2) 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		

	3 便 所	(1) 車椅子使用者用便房を設けているか	(措置の有無)	同じ階に車椅子使用者用便房とした共用便所がある場合は免除
		(2) 出入口の幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm	・当該便房を設ける便所も同様
		(3) 出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)	・同じ階に車椅子使用者用便房とした共用便所がある場合は免除
	4 車椅子使用者用浴室等	(1) 車椅子使用者用浴室等を設けているか	(措置の有無)	共用の車椅子使用者用浴室等がある場合は免除
		(2) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	(措置の有無)	
		(3) 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	(措置の有無)	
		(4) 出入口幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm	
		(5) 出入口戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)	
	敷地内の通路 (基準省令第11条)	1 幅は180cm以上であるか ※9	(内法幅) cm	車椅子使用者の利用上支障がない部分(※10)は適用除外
		2 表面は滑りにくい仕上げであるか	(仕上げ材)	
3 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ※9		(開閉方式・有無)	車椅子使用者の利用上支障がない部分(※10)は適用除外	
4 段がある部分		(1) 幅は140cm以上であるか	(内法幅) cm	手すりの幅は10cm以内までは不算入
		(2) 蹴上げは16cm以下であるか	(蹴上げ) cm	
		(3) 踏面は30cm以上であるか	(踏面) cm	
		(4) 両側に手すりを設けているか	(有無)	
		(5) 識別しやすいものか	(措置の内容)	
		(6) つまづきにくいものか	(措置の内容)	
5 段以外に傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか ※9		(有無)	車椅子使用者の利用上支障がない部分(※10)は適用除外	
6 傾斜路		(1) 幅は150cm以上(段に併設する場合は、120cm以上)であるか ※9	(内法幅・併設の有無) cm	車椅子使用者の利用上支障がない部分(※10)は適用除外
		(2) 勾配は1/15以下であるか ※9	(勾配) /	車椅子使用者の利用上支障がない部分(※10)は適用除外
		(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踏場を設けているか ※9	(有無)	・車椅子使用者の利用上支障がない部分(※10)は適用除外 ・勾配1/20以下の場合、免除
	(4) 両側に手すりを設けているか	(有無)	勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除	
	(5) 前後の通路と識別しやすいものか	(措置の内容)		
駐 車 場 (基準省令第12条)	車椅子使用者用駐車施設	(1) 駐車場に設ける駐車施設の数の2%(端数切上げ)以上設置しているか	(設置数/全設置数) 台	※11
		(2) 幅は350cm以上であるか	(幅) cm	
		(3) 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	(措置の有無)	
浴 室 等 (基準省令第13条)	車椅子使用者用浴室等	(1) 車椅子使用者用浴室等を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けているか	(措置の有無)	
		(2) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	(措置の有無)	
		(3) 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	(措置の有無)	
		(4) 出入口幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm	

	(5) 出入口戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		
標識 (基準省令第14条)	1 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近かつ高齢者、障害者等の見やすい位置に標識を設置しているか	(措置の有無)		
	2 表示すべき内容が容易に識別できるか	(措置の内容)		
案内設備 (基準省令第15条)	1 建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を案内する設備を設けているか	(措置の有無)		容易に視認できる場合又は案内所を設けた場合を除く。
	2 建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字等により視覚障害者に示すための設備を設けているか	(措置の有無)		案内所を設けた場合を除く。
特別特定建築物に関する読替え (基準省令第18条)	法第17条第1項の申請に係る特別特定建築物であるか	(該当の有無)		

【視覚障害者移動等円滑化経路の基準】 (道等から案内設備又は案内所までの主な経路に係る基準) ※12

特定施設等	基準省令に定める基準	設計内容	判定	留意事項
案内設備までの経路 (基準省令第16条)	1 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置	(措置の内容)		風除室で直進する場合は免除
	2 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	(措置の有無)		
	3 段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	(措置の有無)		※13

※1 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分

※2 平成18年国土交通省告示第1489号第1で定める次の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※3 平成18年国土交通省告示第1489号第2で定める次の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合

※5 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分

※6 平成18年国土交通省告示第1489号第3で定める次の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※7 平成18年国土交通省告示第1486号で定める次の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合

※8 令和6年国土交通省告示第1294号で定める次の場合を除く。

- ・車椅子使用者用便房を1以上設ける便所が多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合
- ・男子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所内に設ける場合又は当該便所に近接する位置にある場合
- ・女子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所内に設ける場合又は当該便所に近接する位置にある場合

※9 地形の特殊性がある場合は、車寄せから建物出入口までに限る。

※10 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分

※11 令和6年国土交通省告示第1296号で定める次の場合を除く。

- ・多数利用機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を1以上設ける場合
- ・多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を1以上設け、かつ、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数の合計数が、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数の合計数の2% (端数切上げ) 以上である場合

※12 平成18年国土交通省告示第1489号第4で定める次の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合

※13 平成18年国土交通省告示第1497号で定める次の部分を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接するもの
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接するもの
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。